

I 江戸時代の多摩

江戸時代の多摩は武蔵国多摩郡に属し、武蔵国の南西部に位置する広大な地域でした。天下の城下町として江戸の整備が進むと、この巨大都市との関係が、多摩地域に大きな変化をもたらすことになりました。このコーナーでは、18世紀半ばの江戸近郊を描いた「江戸傍近図」と、19世紀に描かれた地誌「武蔵名勝図会」、幕末期の地図「武蔵国全図」を展示しました。

II 神奈川県下の多摩

明治維新を経て、近代国家として歩みはじめた日本は、地方を統治するしくみも大きく変わります。新政府は藩による支配の解体を進め、明治4年(1871)7月に廃藩置県・府県統合を実行、その後も地方の行政をどう整えるかの模索は続き、短い期間で制度の改変が重ねられます。こうしたなか、多摩地域の行政は、廃藩置県を経て、東京府・入間県に属することになりますが、すぐに神奈川県への移管が決まります。まさにこの時期は、多摩地域にとって、目まぐるしく変わる境域や制度に翻弄された時代でした。

このコーナーでは、激動の時代に神奈川県下にあった多摩地域の姿を、東京府文書を中心に展示しました。

III 東京の水源として

東京における飲料水は、江戸時代以来の上水道である玉川上水や神田上水等によって供給されていました。玉川上水の水源は多摩川で、羽村(現羽村市羽東)に堰を設けて取水し、四谷大木戸(現新宿区四谷四丁目)にある水番所までは覆いのない水路によって導水され、そこから先は石や木で

作られた樋や枡、上水井戸を通して市中に給水されていました。玉川上水の水路約7割が多摩地域にあり、明治初期の行政区画の変遷により、東部の東多摩郡を除いて神奈川県下に所属していました。

このコーナーでは、他県下にある水源を管理し、安定的な飲料水を供給するため、水質管理や伝染病対策など東京府が行った施策に関する東京府文書を展示しました。

IV 西多摩郡東京府移管

西多摩郡内にある玉川上水を守るための水源涵養林は、東京府の要望によって伐採が禁止されていました。ところが明治24年(1891)、神奈川県は西多摩郡民の上申を受けて伐採禁止を解除してしまいます。衝撃を受けた東京府知事富田鉄之助は、水源管理を東京府に一元化するため、多摩地域の移管を目指します。当初富田は西・北多摩二郡の移管を求めましたが、神奈川県知事内海忠勝の要請によって南多摩郡も移管対象に加えられ、明治25年9月20日に両知事はそれぞれ西多摩郡移管の上申書を政府に提出しました。政府が、上申書を踏まえて第4回帝国議会に境域変更法案を提出すると、多摩地域の人々は賛成派・反対派に分かれて活発な運動を展開しました。法案は10日間の審議の結果、賛成多数で可決され、明治26年4月1日に西多摩郡は東京府に移管されました。

甲武鉄道の開業

明治22年、多摩地域と東京を結ぶ甲武鉄道が営業を始めます。多摩地域における最初の鉄道であり、現在のJR中央線のうち都内区間の元となった鉄道にあたります。幕末の開港以来、生糸を



展示風景① (常設展示室側)



展示風景② (企画展示室側)

はじめとした交易品が多摩地域から横浜に向けて運ばれ神奈川方面とのつながりを深めていましたが、甲武鉄道の開通は東京との距離を縮め社会経済的な関係性を強める役割を果たしました。

このコーナーでは、多摩地域が東京府に移管されるきっかけとなった玉川上水の水源涵養林問題をはじめ、実際の移管決定過程や移管をめぐる賛否の分かれた多摩地域の動向、多摩地域最初の鉄道・甲武鉄道等を東京府や国の公文書を中心に展示しました。

V 首都東京と多摩

昭和 18 年（1943）、東京都制が施行され、東京都が誕生します。東京都制は、東京府と東京市を廃止して、東京都を新たに設置することを定めた法律でした。東京都制施行に至るまで様々な内容の都制案が練られています。自治のあり方や大都市制度導入の是非をめくり、主に国と東京市の間で対立が続いたため、新たな案が構想されては否定されるといったことを約半世紀にわたり繰り返していました。そして、これらの都制案では、しばしば多摩地域を東京から分離するという考えが示されもしました。

このコーナーでは、東京都制に関連した法案などを東京府や国の公文書を中心に展示しました。

多摩の沿革

多摩地域の行政区画の変遷を、東京府に移管された明治 26 年、東京都が発足した昭和 18 年、令和 5 年現在の行政区画地図を並べて変遷が分かるよう展示しました。

その他の展示

床面にはシートによる地図複製展示を行いました。多摩地域の行政区画の変遷をたどることができる地図を 4 点設置しました。

また、アーカイブウォールを利用して、「多摩の沿革」コーナーで展示した多摩地域の行政区画変遷地図を用いたパズルを展示しました。来場者がパズルを通して区画の変遷を楽しみながら実感していただけるようにしました。

2 展示関連企画および事業への参加

本展示と関連して、以下の企画を実施しました。

- ・講演会「多摩東京移管 130 年の軌跡―帰属・拡大・自立―」（10 月 28 日開催 講師：たましん地域文化財団 保坂一房氏）
- ・ギャラリートーク開催（11 月 10 日、12 月 8 日）
- ・展示紹介動画の作成（約 12 分、Youtube（URL：<https://www.youtube.com/watch?v=60jFN-KNZoM>）を利用して公開）

その他、多摩移管 130 年を記念して、総務局行政部が開催したイベント「超たまらん博」（10 月 28～29 日、立川市で開催）へ参加しました。「多摩の沿革」でも展示した行政区画変遷地図を用いたパズルを提供し、好評を博しました。

また、本企画展示は、教育庁主催の文化財ウィークに参加しました。同ウィーク期間中の展示来場者は 1,000 名を超えました。



講演会の様子

おわりに

自動計測機による来場者は約 1,700 名でした。アンケート結果では、70 代以上が 35%、60 代 28%、50 代 17%、30 代 8%、40 代及び 20 代が 5%、19-13 歳が 2%と、60 代以上が 6 割を占めました。また、約 8 割が多摩地域に住んでいる方であり、展示内容については、大変よかった 62%、よかった 35%と、97%の方に高い評価をいただきました。本展示は、多摩が東京に移管される流れがよくわかった、重要史料が多く見応えがあった等のご意見をいただき、盛況のうちに幕を閉じました。

今回、多摩地域移管 130 年の節目を彩る有意義な展示等を開催することができました。本展示にご協力いただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

新規公開公文書のご紹介（令和5年度公開）

はじめに

当館では、作成後 30 年を経過した都文書について作成局との協議を経て、一般に公開する「30 年公開」事業を行っています。今回は、本年度新たに公開した平成 4 年度作成文書の中から 4 生女青女第 84 号「財団法人東京女性財団（仮称）の設立に関する行政管理委員会の審議結果について」（請求番号：219.A2.04）をご紹介します。

1 新規公開公文書作成時の背景

東京都は「女性問題解決のための東京都行動計画－21 世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」を平成 3 年（1991）3 月に策定しました。

この計画は平成 3 年度から 12 年度までの 10 年間に計画期間とし、①高齢社会に向けての福祉の向上と健康の保持・増進、②国際社会への参画と連帯の促進、③社会参加から参画への転換など 5 つの課題を挙げて約 320 事業を計画化しました。

この計画を推進するため、同年 4 月「東京都男女平等推進基金条例」を施行し、100 億円を積み立て、その運用益金を東京都及び民法の規定により設立された法人等で知事が特に認めた団体が行う男女平等に関する調査研究、普及啓発等男女平等社会の実現に資する事業の経費に充てるために処分することができるとしました。

その後、新たに財団法人として東京女性財団（仮称）の設立準備が進められ、平成 4 年（1992）6 月 1 日の行政管理委員会においてその設立が了承されました。同年 7 月 1 日には正式に財団法人東京女性財団（理事長 鍛冶千鶴子氏）が設立され、女性問題に関する自主事業として研究事業、研修及び普及事業など 6 事業を行うとともに、東京都女性情報センターの管理運営を受託しています。東京都女性情報センターはその後、平成 7 年（1995）に東京ウィメンズプラザとして新たに施設が開設され、広域的センターとして事業を展開していくこととなります。

2 新規公開公文書の起案経緯

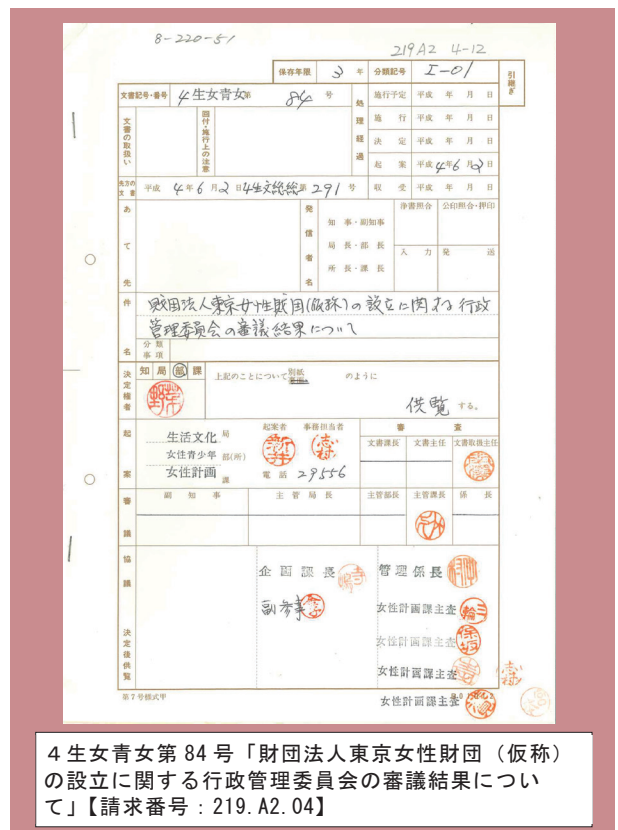
平成 4 年 5 月に、財団法人東京女性財団（仮称）の設立が行政管理委員会に付議依頼され、同委員

会は「今後の理事及び評議員の人選に当たっては、男女の構成比率に配慮すること」との付帯意見付きで設立を了承しました。

このことを受けて同年 6 月 2 日付 4 総総行第 14 号「財団法人東京女性財団（仮称）の設立について（通知）」が総務局長から生活文化局長宛に発出されました。今回ご紹介する公文書はこの 4 総総行第 14 号を供覧するために生活文化局女性青少年部女性計画課が同日起案したものです。

おわりに

男女平等参画社会の実現に向けて、現在も様々な取り組みが実施されています。過去の公文書を読んでみると当時の社会情勢や背景を知ることができ、抱えている課題に対し、どう向き合っているのか、将来に対しどのような解決方法を示そうとしているのか等当時の職員が全力で職務に取り組んでいる姿をうかがい知ることができません。皆様もぜひ過去の公文書をご覧になってみてはいかがでしょうか。



4 生女青女第 84 号「財団法人東京女性財団（仮称）の設立に関する行政管理委員会の審議結果について」【請求番号：219.A2.04】

第6回公文書管理委員会（令和5年度実施）報告

1 東京都公文書管理委員会について

東京都公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）は、公文書等の管理に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるため、東京都の公文書等の管理に関する条例（平成29年東京都条例第39号。以下「条例」という。）第38条第1項により設置されるものです。

公文書管理委員会は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する委員7人以内をもって組織する知事の附属機関で（条例第38条第2項）、現在は5人の学識経験者等により構成されています。

令和元年度に第1回の公文書管理委員会が開催されてから回を重ね、6回目となった今年度は、令和5年11月21日に都庁第一本庁舎において開催されました。

2 第6回公文書管理委員会での報告について

第6回公文書管理委員会において、公文書館からは、「公文書館利用の促進に向けた取組状況」として、公文書館の事業のひとつである歴史公文書等の利用促進を図るための普及活動について報告しました。

(1) 展示・講演会、連携事業

令和2年度・令和3年度は新型コロナの影響により企画展示の中止などがありました。令和4年度は予定どおり2回の企画展示を開催いたしました。特に、鉄道開業150周年記念の展示が好評を博しました。本企画展にあわせて2つの講演会を開催し、講演の記録を映像として残し、後日、視聴申込者に動画を公開しました。

また、展示期間が夏休みに重なっていたため、新たな来館者層の拡大を目指し、クイズなど子どもをターゲットとしたイベントを開催しました。

その他、公文書館の所在地である国分寺市の記念イベント「武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念」に関連した展示や公益財団法人特

別区協議会との共催による都内区市町村職員対象のセミナー開催など、自治体や他団体との連携事業について報告しました。

(2) 刊行物、インターネットを利用した普及事業

年2回発行している「東京都公文書館だより」などの刊行物、公文書館の情報発信拠点であるホームページ、資料目録の整備・資料検索の利便性向上のために開始した情報検索システム、高精細な電子画像が自宅からでも利用できるデジタルアーカイブ、週2回の情報発信をしている Facebook や Instagram について報告しました。

(3) 所蔵資料の利用、掲載放映

公文書館所蔵資料が高校生向けの教科書や参考書、問題集といった副教材等として利用されたことでデジタルアーカイブへのアクセス数が増加したり、関東大震災直後の被災状況を撮影した公文書館所蔵の写真が新聞に掲載されたことで、防災イベントなどで当該写真の利用が増加していることを報告しました。

学校との連携等、小学生や中学生といった世代に向けた取組を進めていくことが効果的であるなど、委員の方々から今後の公文書館利用の促進に資する貴重な御意見等をいただきました。

第6回公文書管理委員会資料は、東京都総務局総務部文書課ホームページで御覧いただけます。
(PDFのファイルサイズ3.17MB)



公益財団法人特別区協議会との共催パネル展について

はじめに

令和5年(2023)は大正12年(1923)9月1日に発生した関東大震災から100年の節目に当たり、東京都では「関東大震災100年—幾多の災害を乗り越えてきた東京 備えよう、明日の防災」をテーマとして、様々なイベントや啓発活動を展開してきました。当館では、令和5年1月19日から2月14日までミニ企画展「江戸・東京を襲った大地震の実像」を館内で開催したのに続き、11月7日から12月25日を会期として、東京区政会館エントランホールで特別区協議会との共催パネル展「東京市刊行物からみた関東大震災～被害と復興」を開催しました。本稿ではその概要をお伝えします。

1 行政刊行物に記録された大震災

未曾有の被害をもたらした関東大震災とその後の復興事業に関して、当館には多くの公文書が残されています。しかし今回の展示ではあえて公文書に拠らず、行政刊行物に収録された画像、図面を中心として展示を構成しました。震災直後の応急対応から始まって、甚大な被害に遭った人々へのケア、そして都市構造の再編を伴う復興事業へと続く一連の施策について、国(復興局など)、東京都、東京市はそれぞれがその営みを記録し、広く周知するための刊行物を出版しました。震災翌年の大正13年からこうした行政刊行物の出版が始まり、復興事業に区切りが付けられた昭和5年(1930)にピークを迎え、さらに昭和10年代前半まで継続されていきました。

一般に行政刊行物はその体系的な収集・保存のルールが明確に定められていないケースがあり、明治期や大正期以来のものが体系的に保存されていることの方が例外的といえます。東京都公文書館には幸いにして東京府・東京市時代の刊行物も数多く残され、「庁内刊行物」というカテゴリで検索していただくことができます。これらの刊行物には当事者ならではの鮮明な記録が収録されると同時に、貴重な画像や図版が多数含まれており、今回の展示を通して、一世紀前の震災についてその実像に迫ろうとする上でかけがえのない価値を有する記録資料であることを再認識し



ました。

2 展示構成と内容

今回の共催パネル展は以下の4コーナーで構成しました。

I 関東大震災と被害の実相、II 帝都復興の諸相
III 復興小学校、IV 橋梁復興

I・IIでは改めて関東大震災の被害の実態と復興事業の概要を整理し、III復興小学校、IV橋梁復興は特論として掘り下げるコーナーでした。

耐火耐震基準を設けて鉄筋コンクリート造で建設された復興小学校には、隣接して小公園が設置されるものもあり、デザイン、施設とも最先端のものが採用されています。橋梁についても耐火耐震構造が貫かれたのはもちろんですが、審査会を設けて意匠についても検討し、工学的技術と審美的要素の調和が図られたのです。

これらの事例を通して、甚大な被害から立ち上がり、復旧ではなく復興を目指した人々の志と、それを実現する力とを改めてお伝えすることができたと考えています。行政刊行物の歴史資料としての価値は大きいといえるでしょう。

第49回全史料協全国（東京）大会開催 研修会A（施設視察）で参加者が当館に来訪

全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の全国（東京）大会が、令和5年（2023）11月30日（木）～12月1日（金）の2日間にわたり「自治体アーカイブズの現在と未来」をテーマとして東京の駒澤大学にて開催されました。

当館も機関会員である同会の全国大会はコロナ禍が続いていた中で4年ぶりの対面式での開催（オンライン形式とのハイブリッド）となり、第1日の研修会A（施設視察）では、当館を含めて四つの施設に分かれて参加者が視察しました。当館には、北は宮城から南は沖縄まで全国から約40名の参加者が来館されました。



閲覧室の様子



研修室の様子

視察内容は、まず研修室で館長挨拶の後、館紹介ビデオを視聴していただき館の概要についての説明を行い、その後4班に分かれて閲覧室→2階書庫→屋上→1階北側各室等を順次視察していただきました。



屋上の様子

閲覧室では、開架図書や利用者用の端末での情報検索システムやデジタルアーカイブの利用法



書庫の様子

等を説明し、2階書庫では、特注の文書保存箱を用いた保管方法の説明や「府庁事務引送簿」（明治8年）等の重要文化財に指定されている府市文書も解説しながら紹介しました。

屋上では、ZEB（Net Zero Energy Building）化実証建築を支える太陽光発電設備、外壁の二重化や断熱化等の省エネ・再エネ技術の導入による書庫の最適な温湿度管理についての説明を行いました。

1階北側各室では、荷解場、資料受入・選別室での移管文書の受入の仕組みを説明し、保存作業室では、デジタル撮影前の資料補修の様子等をご覧いただきました。

参加者の皆様からは、受入資料のクリーニング方法や資料の燻蒸はしないのか等の様々な質問をいただき一方で、充実した設備であるとのことご評価もいただきました。各施設や職場環境でのご参考になることを願うものであります。

利 用 案 内

◇閲覧室の利用について

予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・資料を撮影したい場合(要撮影室予約)

◇閲覧室利用の注意点

バッグ等のお荷物を、ロッカーに入れた後、閲覧室内の受付にお越しください。

※鍵の紛失にご注意ください。

◇簡易閲覧※の方法

当館の資料は、閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「簡易閲覧票」に記入し、受付にご提出ください。ただし、閲覧室内の資料とデジタルアーカイブの場合は簡易閲覧票の記入は不要です。

マイクロフィルム等の複製物が作成されている資料については、原則として複製物での閲覧となります。

同時に閲覧できる特定歴史公文書等は、10件又は10冊以内です。

※簡易閲覧…特定歴史公文書等その他資料の簡便な方法による利用のこと。

◇簡易閲覧における複写について

複写を希望される方は「複写等申請票」に記入しご提出ください。原本からのコピー機による複写については、資料保存等の観点から複写枚数制限を設けている資料がございます。マイクロフィルム及び電子媒体からの複写については枚数制限がありません。普通紙1枚あたりの複写費用は、白黒10円、カラー20円です。

デジタルアーカイブの場合は、普通紙に加えCD-Rによる複写が可能です。CD-R1枚あたりの複写費用は100円です。

※できる限り小銭をご用意ください。

◇当館所蔵資料の利用について

以下の資料は簡易閲覧による利用が可能です。

- ・作成又は取得の日の属する年度の翌年度から起算し、30年を経過した特定歴史公文書等(目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。)
- ・図書、刊行物その他の印刷物で、一般の利用に供することを目的として保存しているもの
- ・その他の歴史的資料

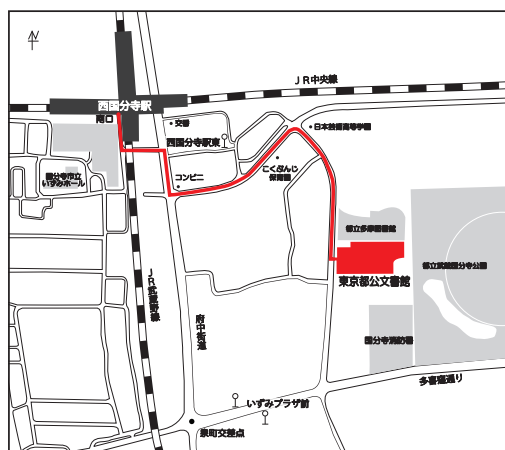
※簡易閲覧の対象ではない文書等の利用については、東京都公文書等の管理に関する条例19条に基づく利用請求制度があります。

利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

【利用案内】

- ① 開館時間
月曜日～土曜日 9時～17時
- ② 各種申請及び精算の受付時間
9時～16時30分
- ③ 休館日等
 - ・日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - ・毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)及び年度末日(日曜日の場合は前日)
 - ・年末年始(12月28日～1月4日)
 - ・臨時の休館日として公示した日
- ④ 来館についてのお願い
ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。なお、身体障害者用の駐車スペースをご用意しています。自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

【案内図・交通機関】



- ・JR中央線・武蔵野線「西国分寺」駅 徒歩約8分
- ・京王バス(寺85系統)「いずみプラザ前」 徒歩約4分
- ・ぶんバス(万葉・けやきルート、北町ルート、日吉町ルート)「西国分寺駅東」 徒歩約5分

研修室の一般貸出しについて

研究会や講演会などにご利用いただける研修室(有料)を、一般に貸し出します。詳細は、東京都公文書館ホームページをご覧ください。

ご自宅からもご覧になれます

○東京都公文書館情報検索システム

当館が保有する特定歴史公文書等の目録をインターネットで検索できます。

○東京都公文書館デジタルアーカイブ

江戸明治期史料や重要文化財に指定されている東京府・東京市行政文書など閲覧利用が多いものを中心に、順次インターネットに公開し、閲覧室の端末だけでなく、自宅等で閲覧できるようにしていきます。